

「福生市立学校版 新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」の概要（保護者向け）

福生市教育委員会

1 児童・生徒に対する感染症予防策

- (1) 学校は、児童・生徒に対し、マスクの着用、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆うなど）の励行について指導します。
- (2) 児童・生徒には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導します。そのため、児童・生徒には、検温カードを配布し、毎日記入し、登校時に提出するよう求めます。
- (3) 登校前に確認できなかった児童・生徒については、別室等での検温及び風邪症状の確認をします。
- (4) 6月30日（火）までは、児童・生徒に発熱等の風邪の症状がある場合や、同居している御家族の方に風邪症状が見られる場合等は登校させないよう、保護者の皆様をお願いします。この場合は、「欠席」ではなく「出席停止」扱いとします。

2 教職員等（外部人材含む。）に対する感染症予防策

- (1) 教職員等は、児童・生徒と接することから、マスクの着用、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層、徹底します。
- (2) 校長は、教職員等に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めます。

3 感染症予防のための校内環境の整備

- (1) 校内に石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬を設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備します。
- (2) 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けます。
- (3) 教室やトイレなど児童・生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム）を使用して清拭を行うなどして環境衛生を良好に保ちます。
- (4) 咳エチケットで出たごみ（鼻をかんだティッシュ等）を捨てる専用のごみ箱を準備し、ゴミの処理は教職員が行います。

4 感染症予防のための校内体制の整備

- (1) 感染症が疑われる児童・生徒発生時における校内の連絡協力体制について、あらかじめ決めておきます。
- (2) 感染症が疑われる児童・生徒発生時に対応するための別室を準備します。また、対応に当たる教職員等はマスク着用、手洗いなどの感染症対策を徹底します。
- (3) 学校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該の児童・生徒を安全に帰宅させるために、保護者の皆様に引き取りをお願いすることがありますので、御承知おきください。

5 児童・生徒の心身の状況の把握と心のケア等

- (1) 支援が必要と思われる児童・生徒の早期発見・早期対応のために、「こころのアンケート」を実施します。その上で、児童・生徒の気になる様子について教職員間で情報を共有するとともに、必要に応じて、スクールカウンセラーによる面接を実施します。